

議案第 7 4 号

守谷市防災会議条例の一部を改正する条例

守谷市防災会議条例（昭和 3 9 年守谷町条例第 1 3 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

守谷市防災会議条例の一部を改正する条例

守谷市防災会議条例（昭和39年守谷町条例第134号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「を定めることを目的」を「に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「の各号」を削り、同条第1号中「及び」を「，及び」に改め、同条第2号を次のように改める。

- （2）市長の諮問に応じて守谷市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- （3）前号に掲げる重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第4項中「とき」の次に「又は欠けたとき」を加え、同条第5項中「の各号」を削り、同項第9号中「その他」を「前各号に掲げる者のほか，」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

- （9）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第3条第6項中「前項の」を削り、同条第7項中「第5項の」を削り、同条第8項中「前項の」を削る。

第5条中「，必要」を「必要」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由（議案第74号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴うもので、守谷市防災会議の所掌事務及び委員の要件の改正その他所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市防災会議条例新旧対照表

改正	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、守谷市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織<u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次<u>_____</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 守谷市地域防災計画を作成し、<u>及びその実施を推進すること。</u></p> <p>(2) <u>市長の諮問に応じて守谷市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること</u>_____。</p> <p>(3) <u>前号に掲げる重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、守谷市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織<u>を定めることを目的</u>_____とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次<u>の各号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 守谷市地域防災計画を作成し、<u>及びその実施を推進すること。</u></p> <p>(2) <u>守谷市の区域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を行う。

5 委員は、次_____に掲げる者をもって充てる。

(1) から (8) まで (略)

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認め
めた者

6 _____委員の定数は、35人以内とする。

7 _____委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 _____委員は、再任されることができる。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

4 会長に事故があるとき_____は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を行う。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) から (8) まで (略)

(新設)

(9) その他_____市長が特に必要と認め
た者

6 前項の委員の定数は、35人以内とする。

7 第5項の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。